

豊中市伊丹市クリーンランド危機管理対策会議設置要綱

(設置)

第1条 危機管理対策の総合的な推進を図るため、豊中市伊丹市クリーンランド危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の設置及び配備に関する事。
- (2) 豊中・伊丹両市（以下「両市」という。）地域防災計画に基づく施策の推進調整に関する事。
- (3) 両市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく施策の推進調整に関する事。
- (4) 業務継続計画に関する事。
- (5) 危機事態発生時の防火・防災管理及び事故対応に関する事。
- (6) 危機管理対応方針及び各マニュアル等に関する事。
- (7) 危機事態時における情報共有に関する事。
- (8) 想定危機事態の予防に関する事。
- (9) その他危機管理対策に係る事項に関する事。

(組織)

第3条 対策会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、事務局事務担当次長をもって充てる。
- 4 委員は、事務局技術担当次長、総務課長、再資源・搬入課長、施設課長、管理課長、周辺整備課長の職にある者、及びごみ処理施設技術管理者、防火・防災管理者、電気主任技術者、ボイラータービン取扱主任技術者、危険物取扱主任技術者の任命を受けた者をもって充てる。
- 5 委員長は、危機管理上必要と認める場合、安全管理者、衛生管理者、酸素欠乏危険作業主任技術者の内、委員として指名することができるものとする。

(職務)

第4条 委員長は、対策会議の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は、危機事態の発生若しくは、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長になる。

- 2 対策会議は、大規模災害等発生に伴う事故、火災・爆発等への対策検討を総合的に実施する為、事故対策委員会、及び防火・防災管理委員会の所掌事項も併せ会議するものとする。
但し、消防計画等の見直しに関する事については、防火・防災管理委員会で処理するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(危機管理対策推進チームの設置)

第6条 第2条の所掌事項に係る具体的な事項を協議するため、危機管理対策会議に「危機管理対策推進チーム（以下「チーム」という。）」を置く。

- 2 チームは、チーム長及びチーム員で組織し、チーム長には委員長の指名する者をもって充てるものとし、チーム員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 チーム会議は、必要に応じてチーム長が招集し、チーム長がその議長になる。

4 チームの事務局は、チーム員から編成するものとする。

(対策本部の設置)

第7条 危機管理対応方針に基づく危機事態が発生した場合に、迅速かつ的確に対応するため、委員長の命により対策本部を設置する。

2 対策本部の本部長に、委員長をもって充てるものとする。また、副本部長には、副委員長をもって充てる。

3 対策本部員にあたっては、別表第2にある者をもって充てる。

(対策本部所掌事項)

第8条 対策本部は、次の事項を所掌する。

(1) 危機事態に対する対応方針に関すること。

(2) 危機事態に係る情報の収集及び伝達に関すること。

(3) 広報及び報道に関すること。

(4) 職員の配備に関すること。

(5) 関係機関との連絡調整に関すること。

(6) 危機事態の対応に係る総合調整に関すること。

(7) その他危機事態への対応に関して重要な事項の決定に関すること。

(班)

第9条 対策本部に別表第3に掲げる班を置き、同表の分掌事務欄に掲げる事務を分掌させるものとする。

2 班に属すべき班長及び班員は、本部長が指名する者をもって充てる。

3 班長は、本部長の命を受けて班の事務を所掌し、班員を指揮監督する。

4 班長は、班の被害に関する情報及び応急対策の状況等を取りまとめ、本部長に報告し、必要に応じて本部長の連絡事項を班に伝達するものとする。

(配備)

第10条 班長は、本部長の命に基づき、別表第4の配備基準により班員を配備する。但し本部長の命がないときにおいてもその状況に応じて、班長は配備することができる。この場合、班長は直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の配備体制の必要がなくなったときは、直ちに解除する。

(応援職員の派遣)

第11条 班長は、応援を求める必要があるときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて応援職員を派遣するものとする。

(事務局)

第12条 対策会議の事務局は、総務課に置く。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

別表第 1 (第 6 条関係)

<p>各課、係長以上の職にある者 1 名を選任し、チーム長へ報告するものとする。</p> <p>尚、任期については別に定めのないものとし異動等の理由によりチーム員を変更するときは、所属長がチーム員の変更を事務局へ届け出るものとする。</p>
--

別表第 2 (第 7 条第 3 項関係)

本部員となるべき者の職	事務局技術担当次長、総務課長、再資源・搬入課長、施設課長、管理課長、周辺整備課長、ごみ処理施設技術管理者、防火・防災管理者、電気主任技術者、ボイラータービン取扱主任技術者、危険物取扱主任技術者、その他、第 3 条第 5 項に基づき委員の指名を受けた者
-------------	---

別表第 3 (第 9 条関係)

本部	班の名称 (班長)	担当課	主な分掌事務欄
危機管理対策 本部の設置	総務班 (総務課長)	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の取りまとめに関すること。 両市及び関係機関等との連絡調整に関すること。 両市域等の被害状況及び情報収集に関すること。 両市民への情報提供・窓口対応に関すること。 災害廃棄物処理実施計画に関すること。 各班との連絡調整に関すること。
本部長 (事務局長)		(平常業務及び災害対応)	
副本部長 (事務局次長)			
※：本部長事故あるときはその職務を代理する	焼却処理班 (施設課長)	施設課 (平常業務及び災害対応)	<ul style="list-style-type: none"> 設備の被害状況調査に関すること。 設備の点検及び稼働の可否に関すること。 処理計画に関すること。 ごみ焼却施設の運転管理に関すること。 被害を最小限に留める。 再稼働に向け点検及び補修に関すること。
本部員	管理課長 (平常業務の指揮監督、及び班長補佐)	管理課 (平常業務及び災害対応)	
	資源化処理班 (再資源・搬入課長)	再資源・搬入課 (平常業務及び災害対応)	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルプラザ処理計画に関すること。 資源化物等の搬出計画に関すること。
		リサイクルプラザ受託者 (平常業務及び災害対応)	<ul style="list-style-type: none"> 設備の被害状況調査に関すること。 設備の稼働可否に関すること。 再稼働に向けた点検及び補修に関すること。 被害を最小限に留めること。
	搬入班 (再資源・搬入課長) 若しくは、搬入指導係長	再資源・搬入課 (平常業務及び災害対応)	<ul style="list-style-type: none"> 全動線の被害状況調査に関すること。 計量機、投入ゲート等の機器の点検及び受入業務の可否に関すること。 臨時ごみの受付市民等の対応に関すること。
	調査復旧班 (周辺整備課長)	周辺整備設課	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の被害状況調査に関すること。 施設の復旧に関すること。 災害廃棄物の仮置場設置等に関すること。

別表第4（第10条関係）

震災配備

配備基準	配備の種類	組織体制	配備体制
豊中・伊丹市域で震度4の地震が発生したとき。	震災第1号配備	地震災害警戒体制	当務職員で対応
豊中・伊丹市域で震度5弱及び5強の地震が発生したとき。	震災第2号配備	地震災害警戒体制 又は 危機管理対策本部 体制	課員数の5割動員
豊中・伊丹市域で震度6弱以上の地震が発生したとき。	震災第3号配備		全職員

風水害配備

配備基準	配備の種類	組織体制	配備体制
①台風の接近に伴い、強風による倒木や大雨による浸水等の被害が予測される場合 ②大雨、洪水、雷注意報が同時に発表され、浸水等の被害が予測される場合 ③指定河川洪水予報が発表された場合 ④上記に準じる事態により、風水害が予測される場合	風水害 第1号配備	風水害警戒体制	当務職員で対応
①上記①～④に加え、クリーンランドへの影響が大きくなることが予測される場合 ②尚、被害の規模等、状況により本部設置、又は2号配備を判断するものとする	風水害 第2号配備	風水害警戒体制 又は 危機管理対策本部 体制	課員数の5割動員
①非難準備情報が発令された場合 ②被害が拡大し災害救助法の適用基準に該当又は該当する見込みである場合 ③事務局長が必要と認めた場合	風水害 第3号配備 (震災第3号配備に相当)		全職員

《配備体制》（災害時対応マニュアルP7 第2章 地震災害 3. 配備体制）

◎ 配備指令（夜間・土・日曜、休日）（開庁時は、通常業務、及び災害対応可能な体制）

班名 (担当課)	区分 体制	地震区分（震災配備）			風水害区分（風水害配備）		
		警戒体制 被害状況に応じ本部体制へ		危機管理対 策本部 第3号	警戒体制 被害状況に応じ本部体制へ		危機管理対 策本部 第3号
		第1号	第2号		第1号	第2号	
総務班	総務課	—	8	1 5	—	8	1 5
焼却処理班	施設課	—	1 2	2 3	—	1 2	2 3
	管理課※	当直係は平常業務に従事し、班長の指示により災害対応業務に従事（当務職員）					
資源化处理班	再資源搬入課	—	5	9	—	5	9
搬入班	再資源搬入課	—	6	1 2	—	6	1 2
調査復旧班	周辺整備課	—	5	9	—	5	9
	計	—	3 6	6 8	—	3 6	6 8

○配備指令は、本部長の命を受け班長が各班員へ配備指令を伝達するものとする。

地震区分：第1号配備、及び風水害区分：1号配備の体制は、当務職員で対応。

地震区分：第2号配備、及び風水害区分：2号配備の体制は、正規職員から指名。

地震区分、風水害区分：第3号配備、及び緊急時の体制は、第3次対応とし、全庁体制。